



全社協・地域福祉部 News File No.33

令和2年7月13日号
社会福祉法人 全国社会福祉協議会
地域福祉部／全国ボランティア活動振興センター
<https://www.zcwvc.net/>

今号のトピック

被災地支援・災害VC

- 令和2年7月豪雨災害における被災地支援・災害ボランティア情報

未来の豊かな“つながり”アクション

- 社協発！「おうちでたのしめーる便」「地域活動におけるアンケート調査」
(北海道・苫小牧市社協)

新型コロナウイルス関連

- 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）に関するQ&A（第1版）」（令和2年7月8日）

制度・施策等の動向

- 厚生労働省「第179回社会保障審議会介護給付費分科会」（令和2年7月8日）
- 内閣府「規制改革推進に関する答申」（令和2年7月2日）

情報提供・ご案内

- 全社協「月刊福祉（2020年7月号） 特集：困難に直面する女性への支援」のご案内
- 中央共同募金会「withコロナ 草の根応援助成の公募」のご案内

＜配信先＞

都道府県・指定都市社会福祉協議会 地域福祉担当部
市区町村社会福祉協議会

«配信元»

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 地域福祉部／全国ボランティア・市民活動振興センター
TEL : 03-3581-4655/4656 E-mail c-info@shakyo.or.jp

被災地支援・災害VC

令和2年7月豪雨災害における被災地支援・災害ボランティア情報

令和2年7月豪雨災害により亡くなられた方に謹んでお悔やみを申しあげますとともに、被災された方々に心よりお見舞い申しあげます。

また、被災地において、災害対応にご尽力されている方々に敬意を表します。

全社協では、7月6日、災害福祉対策本部を設置しました。また、JVOAD（全国災害ボランティア支援団体ネットワーク）、支援P（災害ボランティア活動支援プロジェクト会議）と連携して、被災地の情報収集を行っています。

7月10日から、全社協職員2名（全国ボランティア・市民活動振興センター／政策企画部災害福祉支援活動推進室）を中央共同募金会職員とともに被災地（大分県、福岡県、熊本県）に派遣し、被災状況の確認とともに県社協との情報共有を行っています。

全社協 地域福祉部／全国ボランティア・市民活動振興センターでは、下記のホームページで被災地支援、災害ボランティア等の情報を随時更新してまいります。

全社協 被災地支援 災害ボランティア情報

<https://www.saigaivc.com/>

◎ 現在の災害ボランティアセンターの状況（岐阜県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県）
<https://www.saigaivc.com/202007/>

◎ ボランティア活動保険 WEB 加入受付

2020（令和2）年7月豪雨災害にかかり、現在設置されている、（社協）災害ボランティアセンターの活動に参加する場合に限り、WEBによるボランティア活動保険の加入ができます。

<https://www.saigaivc.com/insurance/>

◎ 災害ボランティア車両の高速道路の無料措置について

西日本高速道路株式会社では、福岡県知事、熊本県知事、大分県知事からの要請を受けて、災害ボランティア車両の高速道路の無料措置を実施しています。

<https://www.saigaivc.com/高速道路無料措置/>

未来の豊かな“つながり”アクション

- ◎ 新型コロナウイルス感染症状況下において、各社協で創意工夫のもと展開されている、“つながり”を維持する活動や、新たな“つながり”を創り出す活動を紹介します。
- ◎ また、隨時、ホームページに掲載する事例も募集しております。z-chiiki@shakyo.or.jp までご応募ください。

社協発！「おうちでたのしめーる便」「地域活動におけるアンケート調査」 (北海道・苫小牧市社協)

新型コロナウイルスの影響で高齢者の憩いの場であった「ふれあいサロン」「老人クラブ月例会」など、地域のふれあいの場が閉鎖されました。このような状況の中、**苫小牧市社会福祉協議会**ではふれあいサロン担当者、生活支援コーディネーター、コミュニティソーシャルワーカーと話し合いを行い、外出規制中に家でもできる簡単な体操や脳トレ情報冊子「おうちでたのしめーる便」を作成しました。また、地域活動の状況やニーズを確認するため、全町内会（83町内会）、全老人クラブ（57クラブ）へのアンケート調査も実施しました。作成した情報冊子と調査票を町内会の役員や老人クラブの役員の方が高齢世帯を訪問し配布しています。訪問でお話し、知り合いの顔を見ることで地域とのつながりを再度確認できています。

「おうちでたのしめーる便」の発行は、当初 1,000 部程度の発行を想定していましたが、メディアで取り上げられたことから今まで関わりの薄かった町内の方にも興味をもってもらえ、約 4,500 部配布となり新たな地域のつながりも生まれています。配布先からは「サロンなどできない状況の中、参加者を心配していたので配布し、訪問するきっかけができ良かった」「内容もよく高齢者にはうれしい内容である」などうれしい反応が多くありました。

令和 3 年 3 月までは毎月情報冊子を配布する予定です。国や市からのさまざまな情報も掲載していきたいと考えています。また、アンケート集計結果については町内会、老人クラブへ配布し、市内の活動状況の情報提供を行います。



地域のつながりが切れることがないように定期的に情報を発信することで高齢者へ「どこかでつながっている」ことを周知することができると思います。問い合わせがありましたら、資料を送付します。



<https://tunagari-action.jp/>

新型コロナウイルス関連

厚生労働省「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）に関する Q&A（第1版）」（令和2年7月8日）

令和2年7月8日、厚生労働省は、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）に関するQ&A（第1版）」を示しました。

この中で、慰労金の支給に関するQ&Aが示されており、具体的には以下のよう取扱になります。

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）に関するQ&A（第1版） 慰労金支給に関するポイント

※ 全社協地域福祉部整理

<基本的な考え方>

- 利用者と接する職員とは、職種で判断しない。【問60】
- 「利用者との接触」とは、身体的接触に限られるものではなく、対面する、会話する、同じ空間で作業する場合も含まれる。【問60】
- 「継続して提供」とは、一定の期間継続的に提供することを前提とした業務であれば対象として差し支えない。【問61】
- 「継続して提供することが必要な業務」は一定の期間継続的に提供することが前提とされる業務であれば対象として差し支えない。【問65】
- 最終的な判断は「都道府県」が行うが、一義的には各事業者で判断。【問60】

<支給対象に含まれる>

- 事務員等でも臨時に利用者に接する業務を行った場合。【問60】
- 調理員や清掃員、宿直員を含む。職種に限定はない。【問62】
- 日常的には施設利用者とは接することが少ない常勤事務職員の場合、一度でも利用者と接したことがあれば対象。【問62】
- 対象施設等に併設された法人本部職員が、利用者と接している場合。【問67】
- 事務職員、給食調理員、リネン業務員、運転手についても、「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下で働いている場合。【問68】
- 訪問介護事業所等において、感染症対策に配慮したサービス提供をヘルパー等と一緒に実現している場合。【問69】
- 指定サービス・介護予防ケアマネジメントについては対象。また、その他介護予防・生活支援サービス事業の事業者であって、当該地域における緊急事態宣言発令中に市町村からの要請を受けて業務を継続していた事業所については対象。【問74】
- 介護予防・生活支援サービスの事業所のうち、委託等の指定以外で実施されているサービス（サービスAやサービスC等）【問77】
- 地域包括支援センターは本補助の対象。【問85】

<支給対象に含まれない>

- 利用者がいる建物から離れた別の建物に勤務し、物理的に利用者に会う可能性が全く無いような場合。【問60】
- レンタル用具返却の消毒洗浄作業のみにかかわる者で利用者と接触しない者。【問63】
- ボランティアについては対象とならない。【問70】
- 施設と直接契約関係のない保険販売員や飲料販売業者等【問71】

なお、慰労金の申請は、以下の流れで行われます。

- ① 現に介護サービス事業所・施設等に従事している者（派遣職員や業務委託による者も含む。）が、勤務先の介護サービス事業所・施設等に代理受領を依頼します。（代理受領委任状を提出）。
- ② 委任を受けた介護サービス事業所・施設等は、代理受領の委任を行った介護従事者等について、慰労金受給職員表を取りまとめ、一括して都道府県に給付申請します。

厚生労働省「介護サービス事業所・施設等における感染症対策支援事業等及び職員に対する慰労金の支給事業」について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00144.html

制度・施策等の動向

厚生労働省「第 179 回社会保障審議会介護給付費分科会」(令和 2 年 7 月 8 日)

令和 2 年 7 月 8 日、「第 179 回社会保障審議会介護給付費分科会」が開催され、令和 3 年度介護報酬改定に向けて、介護サービス毎の論点の一巡目の検討がスタートしました。

今回は、①定期巡回・隨時対応型訪問介護看護、②夜間対応型訪問介護、③小規模多機能型居宅介護、④看護小規模多機能型居宅介護、⑤認知症対応型共同生活介護、⑥特定施設入居者生活介護の論点が示されました。

令和 3 年度介護報酬改定に向けた論点（令和 2 年 7 月 8 日）

※ 全社協地域福祉部整理

① 定期巡回・随时対応型訪問介護看護

- 定期巡回・随时対応型訪問介護看護について、限られた介護人材を有効に活用しながら、効率的なサービス実施を可能とする観点から、どのような方策が考えられるか。

② 夜間対応型訪問介護

- 夜間対応型訪問介護の給付実態等を踏まえたサービスの在り方について、定期巡回・随时対応型訪問介護看護との整合性の観点なども含め、どのように考えるか。

③ 小規模多機能型居宅介護

- 今後も高齢化の進展による需要、重度の要介護者、認知症高齢者の増大や、現役世代の減少に伴う担い手不足が見込まれること踏まえ、
 - ・都市部や中山間地域等のいかんにかかわらずサービスを受けることができるようとする観点
 - ・在宅支援機能の強化を図る観点
 - ・介護人材の有効活用や業務の効率化、経営の安定化を図る観点
 から、どのような方策が考えられるか。
- 地方からの提案等に関する対応方針を踏まえ、「過疎地域等において一定の条件を満たす場合に、登録定員を超過した場合の報酬減算を一定の期間に限り行わない措置を講ずること」について、どう考えるか。仮に措置を講ずる場合、対象地域、一定の条件、一定の期間について、どう考えるか。

④ 看護小規模多機能型居宅介護

- 今後高齢化が進展し医療ニーズを有する高齢者が増加していくことが想定される中、医療ニーズを有する中重度の要介護者の生活を支えるサービスとして、質が高く、安定的なサービスを効率的に提供していくためにどのような方策が考えられるか。
 特に、看取り期までの対応や医療ニーズへの対応、地域における関係機関との連携強化等に向け、どのような対応を行っていくことが考えられるか。
- 人材確保が課題と答える事業所が多い中で、ICT の活用を含む業務負担軽減に向け、どのような方策が考えられるか。

⑤ 認知症対応型共同生活介護

- 今後も高齢化の進展によるグループホームの需要、重度の要介護者、認知症高齢者の増大や、現役世代の減少に伴う担い手不足が見込まれることを踏まえ、
 - ・都市部や中山間地域等のいかんにかかわらずサービスを受けることができるようとする観点
 - ・医療ニーズへの対応や在宅支援機能の強化を図る観点
 - ・介護人材の有効活用や業務の効率化を図る観点
 から、どのような方策が考えられるか。

⑥ 特定施設入居者生活介護

- 「介護離職ゼロ」の実現に向けた介護サービス基盤の一つとして整備を促進していく中で、サービスの質の向上や業務の効率化などを図る観点から、終の棲家としての役割を果たすための看取り等の推進や、業務負担を軽減するための ICT 等の活用の促進など、どのような方策が考えられるか。

厚生労働省 第 179 回社会保障審議会介護給付費分科会
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12239.html

内閣府「規制改革推進に関する答申」(令和2年7月2日)

令和2年7月2日、規制改革推進会議は「規制改革推進に関する答申」をとりまとめました。

介護分野における規制改革項目では、(1) 医療・介護関係職のタスクシフトとして「介護現場における介護職員によるケア行為の円滑的な実施」、(2) 介護サービスの生産性向上として「介護事業者の行政対応・間接業務に係る負担軽減」等が挙げられています。

規制改革推進に関する答申（令和2年7月2日）

※ 全社協地域福祉部整理

II 各分野における規制改革の推進

4. 医療・介護分野

(1) 医療・介護関係職のタスクシフト

工 介護現場における介護職員によるケア行為の円滑的な実施

＜実施事項＞

- 平成17年通知（「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について（通知）」）に記載のない行為のうち、介護現場で実施されることが多いと考えられる行為を中心に、医行為ではないと考えられる行為を整理した上で、当該行為は介護職員が実施できる旨を関係者に周知する。その上で、介護職員がそれらの行為を安心して行えるよう、ケアの提供体制について本人、家族、介護職員、看護職員、主治医等が事前に合意するプロセスを明らかにする。
【令和2年度検討開始、結論を得次第速やかに措置】

(2) 介護サービスの生産性向上

ア 介護事業者の行政対応・間接業務に係る負担軽減

＜実施事項＞

- 行政への提出書類及びケアプラン等の事業所が独自に作成する文書における介護事業者の負担感と原因について現状を把握した上で、利用者への影響等も踏まえつつ、文書量の半減に向けて簡素化・標準化・ICT活用等の目標・対策・スケジュールを具体的に示し、生産性向上に資する取組を引き続き行う。また、対策についての地方公共団体への周知を徹底する。【令和2年度措置】
- ローカルルールによる介護事業者の負担を軽減するため、国が定める標準様式においての見直しを行うとともに、地方公共団体が独自に過剰な記載を求めることがないよう行政提出文書の取扱指針をガイドライン等で示す。【令和2年度措置】
- ICTの活用に向けて、介護事業者とベンダーとの検討の場を設け、介護データの項目を標準化し、利便性の高い全国共通の電子申請・届出システム及び介護事業者等の間でのデータ連携が可能となる環境の整備に取り組む。【令和2年度検討開始、結論を得次第速やかに措置】
- 署名・捺印で行われている介護利用者のケアプランへの同意については、原本性を担保しつつ、電子署名などの手段による代替を可能とすることも含めて、介護支援専門員の業務負担軽減について検討する。【令和2年度検討・結論】
- 介護事業者に統計調査資料の作成を求める場合、情報公表システムの活用により、事業者プロフィールなどについて何度も同じ情報を求める重複をなくし、書類を簡素化する。【令和2年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置】
- 電磁的記録による保存が可能な文書及びサービス提供等の記録の保存期間に係る定義を明確化し、周知を徹底する。【令和2年度検討開始、結論を得次第速やかに措置】

工 介護事業経営の効率化に向けた大規模化・効率化

＜実施事項＞

- 介護事業者の連携に当たって社会福祉連携推進法人制度が積極的かつ有効に活用されるよう、議決権に係る定款上の別段の定めに関する考え方を整理するなど、同制度を円滑に施行する。【法律の施行までに措置】

内閣府 規制改革推進に関する答申（令和2年7月2日）

<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/toshin/200702/toshin.pdf>

情報提供・ご案内

全社協「月刊福祉（2020年7月号） 特集：困難に直面する女性への支援」のご案内

▼特集▼困難に直面する女性への支援

女性への支援には、社会・経済状況の変化等により既存の制度では対応できない狭間が生まれ、支援が届かない、支援できたとしても後追いになるという課題がある。昨今指摘される若年女性の課題も含めた女性の抱えるさまざまな困難に着目し、どのような支援や制度・仕組みが求められるのかを考察する。

【論文】困難な問題を抱える女性の状況と支援

堀 千鶴子（城西国際大学 福祉総合学部 教授）

【レポートI】困難な問題を抱える女性が支援につながらない

橋 ジュン（特定非営利活動法人 BONDプロジェクト 代表）

【レポートII】若年女性の自立に向けた包括的支援

高橋 亜美（アフターケア相談所ゆづりは 所長）

【レポートIII】女子児童・生徒の現状および教育・福祉の連携の可能性と課題

川口 正義（独立型社会福祉士事務所・子どもと家族の相談室「寺子屋お～ふん・どあ」 共同代表）

【レポートIV】母子生活支援施設における支援とこれからの展開

廣瀬 みどり（社会福祉法人みおつくし福祉会 リアン東さくら 元施設長、関西学院大学 人間福祉学部 非常勤講師）

【インタビュー】女性の抱える困難とこれからの支援

横田 千代子（社会福祉法人ベテスマ奉仕女母の家 いづみ寮 施設長）

新保 美香（明治学院大学社会学部 教授）〔聞き手〕

▼視点▼これからの社会福祉の展望

これからの社会福祉の展望 I 「全世代型の社会保障をどう構築するか」

宮本 太郎（中央大学法学部 教授）

これからの社会福祉の展望 II 「福祉専門職とともにすすめる「誰一人取り残さない防災」の実現のために－防災と福祉関係者の連携のポイント」

立木 茂雄（同志社大学社会学部 教授）



▼連載▼災害から学ぶ災害に備える

「第3回 災害ボランティアセンターと連携する人材」

高山 弘毅（榛東村社会福祉協議会 係長、Nukiito 代表）

福祉の本 出版目録 月刊福祉（2020年7月号）

https://www.fukushinohon.gr.jp/_surl/230

中央共同募金会「with コロナ 草の根応援助成の公募」のご案内

令和2年5月より、全国の共同募金会では、中央共同募金会が3月より実施してきた赤い羽根「臨時休校中の子どもと家族を支えよう 緊急支援活動募金」を拡大し、「支える人を支えよう！赤い羽根 新型コロナ感染下の福祉活動応援全国キャンペーン」を展開しています。

新型コロナウイルスへ感染症への対策が日々変化し、日常生活においては、人と身体的距離をとることによる接触を減らすことなど、「新しい生活様式」が提言される中、地域福祉活動においては今までの対面的な活動やつながり方を見直すなど新たな活動スタイルの試行が始まっています。

そうした中で、中央共同募金会では「臨時休校中の子どもと家族を支える緊急支援助成」や、経済的に困窮する人たちへ必要な食料を届け、生活を支える「フードバンク活動等応援助成」、「居場所を失った人への緊急活動応援助成」などを展開してきました。これらを通じて、withコロナの社会における草の根の地域福祉活動およびその担い手であるボランティア団体・NPO等の意義は、今後ますます重みを増していくものとの認識を強くしています。

そこで、withコロナの社会におけるボランティア団体・NPO等による新たな地域福祉活動への移行や組織づくりを応援するために、「withコロナ 草の根応援助成」を実施します。

中央共同募金会「withコロナ 草の根応援助成」の概要

【助成金額・規模】

- 1件あたりの助成金額は原則10万円。
- 助成総額は1億円を予定。

【助成対象団体】

- 地域福祉活動を行うボランティア団体・NPO等（法人格を持たない任意団体、一般社団法人、特定非営利活動法人）。
- 令和2年2月以前に設立された団体であること。
- 団体として振込口座を持っていること。
- 反社会的勢力および反社会的勢力と密接な関わりがある団体でないこと。
- 過去5年以内に共同募金の助成を受けたことがある団体は、オンラインでの申請が可能。

【第1回応募締切】

2020年7月31日（金）必着

【第1回応募方法】

- ① 過去5年以内に共同募金の助成を受けたことがある団体

以下のURL「withコロナ 草の根応援助成応募フォーム」からオンラインでの申請が可能。

<https://tayori.com/form/6826188907d2fe23a61d6858217b62b84ec44de1>

- ② 過去5年以内に共同募金の助成を受けていない団体

以下のURLから「応募要項」および「応募書」をダウンロードし、Emailで応募。

<https://www.akaihane.or.jp/news/13152/>

中央共同募金会 withコロナ 草の根応援助成の公募について

<https://www.akaihane.or.jp/news/13152/>